

次のアレルギー物質を含む納入物資については、各学校に対して、製造元・製品名等の情報を適宜、迅速に周知しています。

●法令で表示義務が定められている食品（8品目）

卵	小麦	そば
乳	えび	落花生(ピーナッツ)
かに	くるみ	

※これらの食品は、微量でも含まれていれば表示が必要です。

※食品表示基準（特定原材料）

…特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの。

●表示を推奨している食品（20品目）

アーモンド	あわび	いか	いくら
オレンジ	カシューナッツ	キウイフルーツ	牛肉
ごま	さけ	さば	大豆
鶏肉	バナナ	豚肉	まつたけ
もも	やまいも	りんご	ゼラチン

※消費者庁次長通知（特定原材料に準ずるもの）

…症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの。

●食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づく食品表示基準が、平成27年3月20日に公布され、同年4月1日から施行されている。

●令和5年3月9日施行 経過措置:令和7年3月31日まで

医療機関等の専門家の意見を踏まえ、「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を推奨している「くるみ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行。